

# 令和8年度 償却資産(固定資産税関係)の申告について

固定資産税の対象となる償却資産を所有されている方は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、毎年1月1日現在の所有資産を申告していただくことになっております。

つきましては、別紙「記載要領」を参照の上、期間内に税務課または各庁舎管理課及び総合課へ提出くださるようお願いいたします。

受付期間 令和8年1月5日(月)から令和8年2月2日(月)まで

## ◎ 対象資産

むつ市内で使用、保管されている事業の用に供することができる有形減価償却のうち、税務会計上減価償却が認められるものが対象となります。

対象資産の種類(例)

1 構築物	家屋以外のもので内部造作、門、塀、井戸、煙突、広告塔、舗装路面(駐車場含む)、側溝、緑化施設、屋外給排水設備、その他土地に定着する土木設備又は工作物など
2 機械及び装置	工作機械、建設機械、製造業用機械、印刷機械、農業用機械、漁業用機械、太陽光発電設備、風力発電設備など
3 船舶	漁船、ボート、遊覧船、釣船、曳船など
4 航空機	ヘリコプター、旅客機、セスナなど
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車(0、00～09、000～099、9、90～99、900～999ナンバー)、フォークリフト、構内運搬車など
6 工具、器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、複写機、テレビ、冷暖房機器、自動販売機、応接セット、陳列棚、医療機器、事務機器、通信機器、測定工具、検査工具など

※ 令和元年12月より「5 車両及び運搬具」の中でトレーラータイプの牽引用の農作業機も自動車登録が必要となりました。自動車登録済みの資産のうち、これまでに償却資産として申告していた資産につきましては減少資産として申告してください。

※ 以下のような資産は、申告の対象外です。

1 使用可能期間1年未満の資産	
2 取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの(少額償却資産)	個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは対象となります。
3 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの(一括償却資産)	また、法定耐用年数を経過した資産であっても、現に使用又は使用できる状態にあるものは対象となります。
4 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの	
5 土地及び家屋で、すでに課税の対象となっているもの	

## ◎ お亡くなりになった(なっている)方の資産を引き継いだ場合について

お亡くなりになった(なっている)方の所有していた資産を事業承継により引き継ぎ、新たな所有者となった(なっている)場合は、所有者の名義変更を行うため、申告の際に申し出るようお願いいたします。

※所有者氏名欄に「(〇〇 〇〇 様分)」と書かれている方が対象です。

(裏面へ)

- ◎ 申告方法
1. 前年度に申告している方は、令和7年1月2日から令和8年1月1日の期間内の「増加資産」と「減少資産」を申告してください。
  2. 初めて申告する方は、令和8年1月1日現在で所有する「全資産」を申告してください。
  3. 期間中に資産の増減がない場合は、備考欄の「前年度の増減」で「無」を選択し、申告書を提出してください。
  4. 休業・廃業のほか、該当資産がない場合でも、その旨を申告書の備考欄に記載して提出してください。**(廃業届等の添付書類が必要です。)**

※ 申告書の控えが必要な方は、受付後にお渡ししますのでお申し出ください。また、郵送による返送をご希望の方は、必ず返信用封筒の同封をお願いいたします。

- ◎ 添付書類
1. 令和8年1月1日の最も近くに終了した事業年度に係る決算報告書の減価償却明細の写しを添付してください。
  2. 地方税法第348条（固定資産税の非課税の範囲）、同法第349条の3（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例）、本法附則第14条（固定資産税等の非課税）又は本法附則第15条（固定資産税等の課税標準の特例）の規定の適用を受ける資産がある場合は、当該資産のカタログを申告書に添付して、種類別明細書の摘要欄に「非課税」又は「特例（適用条項）」と記載してください。船舶については必要ありません。
  3. 廃業した場合、廃業届等の事業を終了したことが分かる書類の写しを添付してください。

◎ 注意事項

固定資産（償却資産）の申告については、次のような法律上の規定がありますのでご注意ください。

(参考) 地方税法	(参考) むつ市税条例
<p>(固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪)</p> <p>第385条 前3条〈固定資産の申告〉の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をしたときは、<u>1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金</u>に処する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第386条 市町村は、固定資産の所有者が第383条若しくは第384条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、当該市町村の条例で<u>10万円以下の過料</u>を科する旨の規定を設けることができる。</p>	<p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第55条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第54条の2若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し<u>10万円以下の過料</u>を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書の指定すべき期限は、その発付の日から10日以内とする。</p>

※ ご不明な点がございましたら、お手数ですが当市のホームページで「償却資産」と検索し、内容をご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

提出先  
(切り取ってお使いください)

〒035-8686  
青森県むつ市中央一丁目8番1号  
むつ市財務部税務課 固定資産税グループ  
TEL 0175-22-1111 (内線2224、2225)